



2021年 1月20日
第83号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



過半数代表選出が公平・公正に行われるか みんなでチェックしよう！



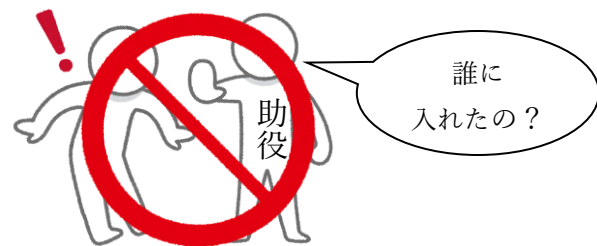
過半数代表者は、民主的な手続きによって労働者間で選出しなければなりません。労働基準法施行規則の第六条の二には、過半数代表者が“**使用者の意向に基づき選出されたものでないこと**”と明記されています。**使用者の関与を許すものではありません**。会社が過半数代表選出について掲示を出したり、投票所の準備をしたりするのは便宜上、あくまでも事務手続きを司るにすぎません。“**労働者の代表の選出である**”ということをきちんと理解し、私たち労働者・働く者が、過半数代表選出が公平・公正に行われるかチェックしていきましょう。

過半数代表者選出チェックリスト

- 休職者を含め、十分な周知期間が設けられ選出手続きが行われましたか？
- 投票用紙にナンバリングなどはされていませんか？
- 投票用紙を配布する際、特定の候補者に投票するよう働きかけはありませんか？
- 投票所につい立など秘匿性を保つ工夫はありましたか？
- 開票前に投票内容を確認されていませんか？
- 事前に周知された投票期間を変更し、前倒しで開票が行われていませんか？
- 社友会の代表者が、選出手続きを経ずに過半数代表者になっていませんか？
- 選出手続きを経ず、一方的に過半数代表者を指名されていませんか？

過去には

- 投票所の前に助役がたっていて若手に肩をたたいていた
- 投票所に衝立がなく、見えるところに助役が立って行っていた
- 出口調査が、管理者を通じて行われた
- 投票した人に対して誰に入れたのか管理者が聞いている



というような声が組合員から出されました。

チェックリストに一つでも当てはまったら 分会・支部・地本に相談してください！

また、労働基準法施行規則の第六条の二第三項には、“**使用者は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない**”とも明記されています。

私たちがチェック機能を果たし、
公平・公正な過半数代表選出を行っていきましょう！